資料1

環境省
Ministry of the Environment

中央環境審議会総合政策部会　第123回

第六次環境基本計画の点検・モニタリングについて

2026年11月2日
環境省

目次

1. 第六次環境基本計画の点検・モニタリングの枠組み及びスケジュール・・・・・・・p.3
2. Beyond GDPに関する議論の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.6
3. 第六次環境基本計画の点検分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p.9
4. 本日のヒアリングについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13
5. 参考：第五次計画の点検・モニタリングについて・・・・・・・・・・・・・・・ p.15

１．第六次環境基本計画の点検・モニタリングの枠組み及びスケジュール

点検・モニタリングの枠組み　全体像

第121回総合政策部会
資料 P.7

環境省

総政部会（総合政策部会）

「ウェルビーイング／高い生活の質」等の点検・モニタリング 【基本計画第１部第２章】

本計画では最上位の目的に「ウェルビーイング／高い生活の質」を位置付け。これらの進捗の把握に力点を置いて点検を実施する。

総政部会（総合政策部会）

計画の総合的な進捗状況に関する点検（重点戦略の点検・モニタリング） 【基本計画第２部2章】

１．「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	２．自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	３．環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
４．「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現	５．「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装	６．環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献

個別部会

計画に掲げられた個別施策の進捗状況に関する点検

重点戦略ごとの環境政策【基本計画第2部2章】、個別分野の重点的施策【同第2部3章】、環境保全施策【同第3部】

各個別部会の協力も得ながら進めていく。「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」「循環型社会形成推進基本計画」「生物多様性国家戦略」の点検結果も活用する。
関連省庁との連携も進めていく。

進捗状況の把握のための指標等の活用

第六次環境基本計画の点検・モニタリングの全体スケジュール

環境省

1年目：2024（R6）年度　→点検・モニタリングの準備

ウェルビーイング、重点戦略、個別施策の点検・モニタリングの枠組みを検討

2年目：2025（R7）年度　→点検・モニタリング作業の開始

- 計画に掲げられた個別施策の進捗状況の点検を実施
- 本点検においては各個別部会の協力も得ながら進めていく

今年度

3年目：2026（R8）年度　→総合政策部会による全体的な点検

- 「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」等の進捗の把握に力点を置いて点検を実施
- 点検・モニタリングの結果について中間報告を実施（報告書作成）

4年目：2027（R9）年度　→点検・モニタリング作業の実施

- 計画に掲げられた個別施策の進捗状況の点検を実施
- 本点検においては各個別部会の協力も得ながら進めていく

5年目：2028（R10）年度　→総合政策部会による全体的な点検（最終報告）

- 「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」等の進捗の把握に力点を置いて点検を実施
- 点検・モニタリングの結果について最終報告を実施（報告書作成）

6年目：2029（R11）年度　→計画の見直し

2．Beyond GDPに関する議論の動向

国連のBeyond GDPに関する議論の動向

1．2025年5月 ハイレベル専門家会議が設置された

グテーレス事務総長により、Beyond GDP指標を策定するハイレベル専門家会議（High-Level Expert Group on Beyond GDP）が2025年5月に設置され、指標群の選定と政策統合手法の検討が本格化した。

2．2025年9月～2026年9月 第80回国連総会が開催された

（1）ハイレベル専門家会議の最終報告書が公表された

- 2026年5月にハイレベル専門家会議の最終報告書「Counting What Counts : A Compass of Progress for People and Planet」が公表された。
- 同報告書では、「人と地球のウェルビーイング（Well-being of people and planet）」を中心概念として、４分野31項目のBeyond GDP指標（指標は次スライドに掲載）が提案され、指標は、Tier Ⅰ 指標（定期的にデータが作成されている指標）、 Tier Ⅱ 指標（定期的にデータが作成されていない指標）の大きく２つに分けられる。

（2）政府間プロセスの基本方針文書が公表された

- ハイレベル専門家グループの最終報告書公表後、Beyond GDPに関する政府間プロセスが開始された。その一環として、加盟国やステークホルダーから寄せられた160件超の意見を整理した「Elements Paper for the Intergovernmental Process on Beyond GDP」が作成され、国連HP上で公表された。

3．2026年10月以降の状況

- 政府間プロセスの開始と並行して、Beyond GDPの考え方や指標の開発・活用に関するセミナー等が実施されている。一方、現在開催中の第81回国連総会（2026年9月開会）において、Beyond GDPに関する政府間協議が今後どのような形で進展するかは、現時点では明確になっていない。
- グテーレス事務総長が2026年12月末で任期満了となるため、次期国連事務総長の選出が予定されている。

ハイレベル専門家会議の最終報告書によるBeyond GDP指標の詳細（4分野31指標）

環境省

	No	分野	指標	Tier
基本原則	1	平和	人口10万人あたりの紛争関連死者総数（略：紛争関連死者総数）	Ⅱ
	2	人権	過去12ヶ月間に、個人的に差別や嫌がらせを受けたと感じたと報告した人口の割合（略：差別や嫌がらせを受けたと感じた人口割合）	Ⅱ
			過去12ヶ月間に、現在または元パートナーから身体的および／または性的暴力を受けたことがある、パートナー経験のある女性および少女の割合（略：パートナーから身体的／性的暴力を受けたことがある女性の割合）	Ⅰ
	3	地球への配慮	温室効果ガス総排出量および一人当たりの温室効果ガス排出量	Ⅰ
			生物多様性保全指数	Ⅰ
現在のウェルビーイング	4	物質的条件と労働	世帯一人当たり可処分所得	Ⅰ
			労働力の未活用率	Ⅰ
			無償の家事・介護労働に費やす時間の割合（略：家事・介護労働の時間の割合）	Ⅱ
	5	健康	出生時の健康寿命	Ⅰ
			低出生体重児	Ⅰ
	6	教育	児童・青少年の読解力および数学の基礎能力達成率	Ⅰ
			情報通信技術スキルを持つ青少年および成人の割合（略：ICTスキルを持つ青少年および成人の割合）	Ⅱ
	7	安全・治安	人口10万人あたりの故意による殺人件数（略：故意による殺人件数）	Ⅰ
			日没後に、居住地域を一人で歩いていても安全だと感じる人口の割合（略：日没後に安全に歩けると感じる人口割合）	Ⅱ
	8	主観的幸福感	生活満足度	Ⅰ
	9	社会的結束	「昨日の一日のうち、かなりの時間」孤独を感じたと答えた人の割合（略：孤独を感じた人の割合）	Ⅰ
	10	制度の質	直近の公共サービスの利用体験に満足している人口の割合（略：公共サービスの利用体験に満足する人口割合）	Ⅱ
	11	環境の質	都市における微小粒子状物質の年間平均濃度（略：微小粒子状物質の年間平均濃度）	Ⅰ
			安全に管理された飲料水サービスを利用している人口の割合（略：安全な飲料水サービスを利用する人口割合）	Ⅰ

	No	分野	指標	Tier
公平性と包摂性	12	所得格差	最富裕層1%の資産シェア	Ⅱ
			ジニ係数	Ⅰ
	13	貧困	社会貧困ラインに基づく貧困率	Ⅰ
	14	就労の包摂	女性の平均時給の男性に対する割合	Ⅰ
	15	地域間格差	通年利用可能な道路から2km圏内に居住する農村人口の割合（略：道路圏内の居住農村人口割合）	Ⅱ
	16	重複する剥奪	多次元貧困指数	Ⅱ
持続可能性とレジリエンス	17	生産資本	純生産資本ストック	Ⅰ
	18	人的資本	教育・就労・職業訓練のいずれにも参加していない若者の割合（略：NEETの若者の割合）	Ⅰ
			全死因による潜在寿命損失年数（略：潜在寿命損失年数）	Ⅱ
	19	社会資本	「ほとんどの人は信頼できる」と答えた人の割合	Ⅰ
	20	制度的資本	公務員制度に信頼を寄せていると回答した人口の割合（略：公務員制度を信頼する人口割合）	Ⅰ
	21	自然資本	環境資産（土地、水、土壌および地下資源など）。環境経済会計システム（SEEA）に基づき、生態系を統合された資産として捉える生態系会計の手法によって補完されたもの（略：環境資産。生態系を統合された資産として捉える生態系会計の手法によって補完されたもの）	Ⅱ
合計			31指標	

<Tier Ⅰ>
- 概念的に明確であり、国際的に確立された方法論および基準がある指標
- その指標が関連するすべての地域において定期的にデータが作成されている指標。

<Tier Ⅱ>
- 概念的に明確であり、国際的に確立された方法論および基準がてある指標
- まだ各国で定期的にデータが作成されていない指標

出所：United Nations「Counting What Counts A Compass of Progress for People and Planet, REPORT OF THE SECRETARY-GENERAL'S INDEPENDENT HIGH-LEVEL EXPERT GROUP ON BEYOND GDP 」,2026
Detailed information on dashboard indicatorsを機械翻訳

３．第六次環境基本計画の点検分野

第六次環境基本計画の点検の範囲と重点的に点検を行う分野の設定

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。
総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

・第２部第２章「重点戦略ごとの環境政策の展開」
・第２部第３章「個別分野の重点的施策の展開」
・第３部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

・１年目（2024年度）点検の準備、総合的な点検方法の検討
・２年目（2025年度）【第１回】 各部会による各分野の点検
・３年目（2026年度）【第１回】 各部会からの報告、総合政策部会による総合的な点検 （中間的な点検）
・４年目（2027年度）【第２回】 ２年目と同じ
・５年目（2028年度）【第２回】 ３年目と同じ（最終的な点検）

→第１回点検、第２回点検において重点的に点検を行う分野をそれぞれ設定

（選定の観点）

① 各分野の国際的な動向、国内での今後の施策展開のスケジュール
② 第六次環境基本計画に掲げている「環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上」、「『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現」、「環境負荷の総量削減」、「自然資本の維持、回復、充実」、「環境価値の活用による経済全体の高付加価値化」等の観点
③ 個別計画が策定されている分野においては、当該計画の点検項目、スケジュール（当該計画の点検内容を活用）

第六次環境基本計画の第１回点検分野（1/2）

第１回点検分野

環境省

【第２部第２章「重点戦略ごとの環境政策」の第１回点検分野】

１．「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
（１）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大
（２）市場における環境価値の適切な評価に資する情報整備とそれによる財・サービスの高付加価値化
（３）環境価値を軸とする消費行動と企業行動（生産行動）の共進化
（４）グリーン製品・サービス供給促進、バリューチェーン全体での環境負荷低減を通じた競争優位性の向上
（５）金融や税制等を通じた経済全体のグリーン化
２．自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
（１）自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用
（２）自立・分散型の国土構造の推進
（３）「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できる都市・地域の実現
（４）国土の持続可能な利用・保全・価値向上に資する情報基盤の整備
３．環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
（１）地域の環境課題と経済・社会的課題の同時解決
（２）地域循環共生圏を支える無形資産（人的資本・コミュニティ等）の充実
（３）地域金融や地域の中堅・中小企業の更なるグリーン化
（４）地域循環共生圏のアプローチを通じた公正な移行
（５）失われた環境の再生と地域の復興

４．「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
（１）人の命と環境を守る基盤的な取組
（２）心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出
（３）心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革
５．「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
（１）グリーンイノベーションを理解・評価・活用する国民意識の向上と行動変容の促進による需要の創出
（２）本質的なニーズ主導での技術的ブレイクスルー
（３）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発等の推進
（４）最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進
（５）生物や自然の摂理を活用した「環境・生命技術」の開発・実証と社会実装
（６）イノベーションの担い手としての環境分野におけるスタートアップへの支援
６．環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
（１）国際的なルール作りへの貢献
（２）環境分野における途上国支援
（３）経済安全保障への対応
（４）我が国の優れた取組の海外展開

第六次環境基本計画の第１回点検分野（2/2）

第１回点検分野

環境省

【第２部第３章「個別分野の重点的施策」の第１回点検分野】

１．気候変動対策
（１）緩和
（２）適応
２．循環型社会の形成
（１）循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
（２）資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
（３）多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
（４）資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
（５）適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
３．生物多様性の確保・自然共生
（１）生態系の健全性の回復
（２）自然を活用した社会課題の解決
（３）ネイチャーポジティブ経済の実現
（４）生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）
（５）生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

４．環境リスクの管理等
（１）水・大気・土壌の環境保全
（２）化学物質管理
（３）環境保健対策
５．各種施策の基盤となる施策
（１）環境影響評価
（２）科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進
（３）環境教育、ESD及び協働取組の推進
（４）環境情報の整備と提供・広報の充実
６．東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応
（１）東日本大震災からの復興・創生
（２）自然災害への対応

【第３部「環境保全施策の体系」の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う

４．本日のヒアリングについて

本日のヒアリング対象

1．「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
（1）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大
（徹底した省エネルギーの推進とそれを通じた環境・経済・社会の統合的向上）
2．自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上
（1）自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用
（国立公園の拡充とOECMの設定による30by30目標の達成）
3．環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり
（2）地域循環共生圏を支える無形資産（人的資本・コミュニティ等）の充実
（地域循環共生圏創出を担う中間支援組織等の強化）

4．「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現
（2）心豊かな暮らしの実現に向けた良好な環境の創出
（OECMも活用した良好な環境の創出による「保護と利用の好循環」の実現）
5．「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装
（4）最先端の環境技術等の開発・実証と社会実装の推進
（科学的見地からの化学物質管理の適正化）
6．環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献
（3）経済安全保障への対応
（国際的なバリューチェーンにおける徹底した資源循環の促進）

５．参考：第五次計画の点検･モニタリングについて

第五次環境基本計画の点検の範囲と重点的に点検を行う分野の設定

環境省

【点検の体制】

各部会は、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、その結果を総合政策部会に報告する。
総合政策部会は各部会からの報告等を踏まえ、計画全体について総合的に点検する。

【点検の範囲】

・第２部第２章「重点戦略ごとの環境戦略」
・第２部第３章「重点戦略を支える環境政策の展開」
・第４部「環境保全施策の体系」

【点検スケジュール】

・１年目（2018年度） 点検の準備
・２年目（2019年度）【第１回点検】 各部会による各分野の点検
・３年目（2020年度）【第１回点検】 各部会による点検及びとりまとめ
　　総合政策部会による全体的な点検報告のとりまとめ（中間的な点検）
・４年目（2021年度）【第２回点検】 ２年目と同じ（各部会による各分野の点検）
・５年目（2022年度）【第２回点検】３年目と同じ（最終的な点検） ＜第106回総合政策部会＞

→第１回点検、第２回点検において重点的に点検を行う分野を設定。

（選定の観点）

① 各分野の国際的な動向、国内での今後の施策展開のスケジュール
② 第五次計画が提唱した「地域循環共生圏」の創造の効果的な展開
③ 個別計画が策定されている分野においては、当該計画の点検項目、スケジュール

＊個別計画が策定されている分野においては当該計画の点検内容を活用。

第五次環境基本計画の第１回点検分野

環境省

【第２部第２章「重点戦略ごとの環境政策」の第１回点検分野と担当部会】

「重点戦略」	担当部会
１．持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	
（１）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化	総合政策部会
（３）金融を通じたグリーンな経済システムの構築	総合政策部会
２．国土のストックとしての価値の向上	
（１）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持	自然環境部会 水環境部会（海洋環境の保全、 健全な水循環の維持回復の部分）
（２）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり	総合政策部会
３．地域資源を活用した持続可能な地域づくり	
＜環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築＞	総合政策部会
（１）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用	地球環境部会 循環型社会部会（バイオマス資源関係）
（３）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	総合政策部会
４．健康で心豊かな暮らしの実現	
（３）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	
・健全で豊かな水環境の維持・回復	水環境部会
・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理	環境保健部会
・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進	水環境部会

【第２部第３章「重点戦略を支える環境政策」の第１回点検分野と担当部会】

「重点戦略を支える環境政策」	担当部会
１．気候変動対策	地球環境部会
２．循環型社会の形成	循環型社会部会
４．環境リスクの管理	
（１）水・大気・土壌の環境保全 （大気関係を除く。）	水環境部会 土壌農薬部会
（２）化学物質管理	環境保健部会 土壌農薬部会

【第４章　環境保全施策の体系の点検】

環境白書の取りまとめを通じ、「環境保全施策の体系」に係る取組の進捗状況の点検を行う